



特別支援学校高等部では一人一人の適性に応じ、その能力を十分に発揮しながら継続して社会的・職業的自立ができるよう進路・就労支援の充実を図っています。今回は高等部の職業教育の主な取組についてご紹介します。

高等部 職業教育の主な取組

1年	2年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ○ 職業科・作業学習（職業技能指導者派遣事業の実施） ○ 実習 校内実習 <li style="padding-left: 20px;">校外実習 ○ 特別支援学校技能検定 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス事業所実習 ・企業実習（含庁内インターンシップ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・デュアル実習



○ 職業科・作業学習

特別支援学校高等部では、「職業科」・「作業学習」の学習をとおして、「働く力」「生活する力」の育成をしています。また職業技能指導者派遣事業を行い、専門の技術を有する方に講師としてきていただき、専門の技能やその業務に関する心構え、就職に必要な態度について指導していただいています。

■職業技能指導者派遣事業（一部）

ビジネスマナーや職業スキル等について	生徒の実態に応じた「コミュニケーション指導」・「ビジネスマナー講習」・「就労に向けての面接練習」など、就労に必要な様々なスキルを身に付ける。
食品の製造について	パン・お菓子の製造技術、食品に触れる際の衛生面への意識付けを行う。
接客について	接客用語・トレーの持ち方・飲み物の出し方など接客の練習、実際の接客業務で求められる対応の練習など、接客に関する知識・スキルを身に付ける。

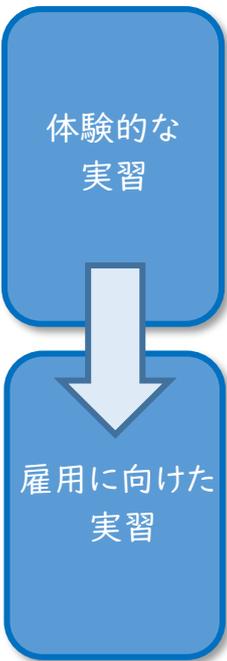
○ 実習

特別支援学校では様々な実習で経験を積み、就労の準備をしています。実習は大きく分けて「校内実習」と「校外実習」の2種類があり、校外実習は、1年を通して行っている学校と実習期間を設けて実習を行っている学校があります。

校内実習	校外実習		
学校を職場に見立てサービス班・木工班・食品班などのグループに分かれて、2週間から4週間程度、一日を通し作業学習に取り組みます。	福祉サービス事業所実習	企業実習 (含庁内インターンシップ)	デュアル実習
	・就労継続支援 A 型事業所 ・就労移行支援事業所 など	・企業、事業所 (福岡市各局・区・室・外部団体)	・企業・事業所 ・公的機関
	数日～2週間程度実施。卒業後の進路先として適切かどうかお互いに判断するため進路先候補を絞り実施します。	1日～2週間程度実施。「体験的実習」と「雇用に向けた実習」を段階的に実施します。	短時間・継続的に実施。教員引率のもと生徒が企業等で作業(仕事)を行います。

■ 企業実習

一般就労を目指す生徒は、企業で働く実習（企業実習）を行っています。高等部1年～2年生は「体験的な実習」を行い、3年生は「雇用に向けた実習」を行います。実習先は生徒・保護者と学校で話し合い、決めていきます。実習では仕事を指示された通り行えるかどうか大切なポイントになりますが、挨拶・返事や報告・連絡・相談、体力など基本的な労働習慣が身に付いているかどうか等も評価していただき、就労への取り組みに活かしていきます。



就労を目指し、準備の整った生徒は1年生の時から企業での実習を行います。その体験の中から卒業後の就労したい職種を選ぶ生徒・保護者も多く、生徒の就労意欲の向上が見られるなど、大切な実習となっています。受入れていただいた企業にとっても、障がい者雇用の理解促進や雇用管理の見直し、実習生の雇用などで人材確保の場となる事もあります。

3年生になると雇用に向けた実習を行います。この実習は2回以上実施することが多いようです。1回目の実習終了後、企業の実習評価をもとに学校で振り返りを行い、課題の改善に取り組めます。2回目の実習では課題の改善状況を見ます。最終的に生徒・保護者と企業の間で同意が得られれば、雇用契約を結び就労することになります。

◆令和元年度 実習件数

知的障がい特別支援学校

実施分(延べ件数)



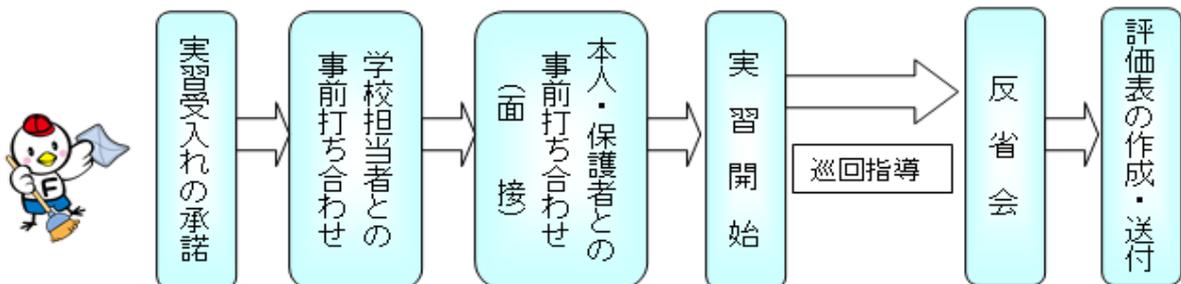
高等部では企業実習を積極的に行い、就労先とのマッチングを図っています。

上記のように実習を行うことにより、生徒の就労イメージ・意欲が高まり、興味・能力に応じた仕事とのマッチングを図ることができたり、就労後仕事に早くなじむことができたりするなど、職場への高い定着率につながっています。また、生徒・保護者は安心して就労に取り組むことができ、企業の方も積極的に採用していただけます。

◆企業実習のお願い

期間・勤務時間	期間は1日～2週間程度でお願いしていますが、企業・事業所のご都合にあわせてます。勤務時間は早朝・夜間以外の時間帯でお願いしています。
賃金や交通費・その他必要経費	一切必要ありません。
器物損害やケガについて	インターンシップ・ボランティア等体験活動賠償責任保険に加入しております。
仕事の指導	企業の方をお願いします。学校からは教員が適宜、巡回指導にお伺いします。

◆企業実習の流れ



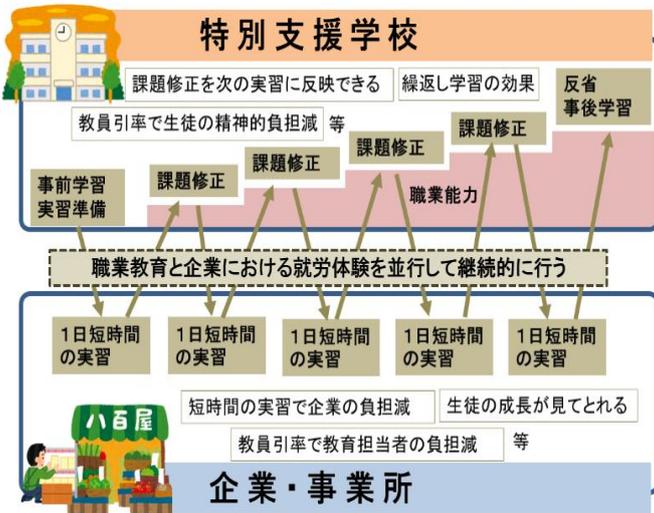
～ 福岡市市内インターンシップ ～

福岡市では、障がいのある方に職場実習の場を提供する就労支援(市内インターンシップ)を行っており、特別支援学校高等部で就労を希望している生徒も、1～2年生を中心に実習を行っています。職員の理解のおかげで、経験値が浅く、企業の実習への敷居が高い生徒にとっても比較的挑戦しやすく、大変貴重な実習となっています。この実習を経験して自信をつけ、企業実習や就労へとつなぐことが出来た生徒も多くいます。

■ デュアル実習

「デュアル実習」とは学校の授業の一環として教員引率のもと、生徒が近隣の企業などで短時間・継続的に行う実習です。教員引率のため、一人での企業実習が難しい生徒でも実習を行う事ができ、企業側も安心して受け入れていただくことができます。実際の職場での作業体験を積み重ねていくことで生徒の就労の経験値を増やし、課題をクリアすることで自信を深め、働く意欲を高めることができます。デュアル実習を経験することで企業実習や就労につながるなど、特別支援学校生徒の就労促進に効果のある実習となっております。

【デュアル実習のモデルケース】



【デュアル実習 令和元年度実施例】

内容	実習先	人数	日数・頻度・時間等
園内清掃	幼稚園	2名	基本週1回 13:30~14:30
品出し、前出し、店舗内作業等	スーパー	3名	基本週1回 13:30~15:00
窓清掃 喫茶補助	福祉施設	12名	窓清掃：終了するまで通う 10時~11時45分 喫茶補助：5日間 11時45分~13時
窓清掃	高等学校 公民館	12名	月1回4回実施 10時~11時30分

○ 特別支援学校技能検定

福岡県教育委員会を中心に協議会を設置し、知的障がい特別支援学校高等部生徒を対象に特別支援学校技能検定を実施しています。技能検定は就労に必要な知識・技能・態度を身に付けるとともに、卒業後の社会生活・職業生活の意欲や自信を高めることを目的としています。

清掃の検定種目は、テーブル拭き・自在ぼうき・水モップの三種目あり、初級・中級・上級を設け、それぞれの種目ごとに定めている作業時間・評価項目について審査し合否を判定します。福岡市立特別支援学校では各学校ごとに取り組みを進めています。

◆ 検定種目

テーブル拭き



自在ぼうき



水モップ



◆ 検定内容

清掃技能検定は4m四方の部屋を想定し、テーブル・床清掃を行うもので、作業服の身だしなみは十分できているか、道具を正しく扱っているか、入退室の挨拶ができているか、効率のよい清掃手順で丁寧に作業ができているか、などのチェック項目をクリアすることで合格となります。



セブン-イレブン研修



参加者数: 生徒 52 名 教諭・保護者 14 名 計 66 名
 中学校 3 校 (特別支援学級), 特別支援学校高等部 1 校

令和元年度冬季にセブン-イレブン・ジャパン東比恵会議室にて社員に行われている研修を福岡市立中学校 (特別支援学級) 及び知的特別支援学校高等部生徒が受講しました。

研修は接客 (おもてなし) の講義や接客 6 大用語の練習などの後, レジの基本業務練習を行いました。この研修は実際の接客を想定したもので, 生徒達で様々な接客場面を想定しながら積極的に行っていました。

引率の先生からは, 「生徒も大変有意義な時間を過ごすことができたようで, 帰校してからたくさん話題に上がっていました。」との感想を頂き, 生徒からは「今回体験したことを忘れないように次に活かしていきたい」との感想がありました。

ご協力をいただきました株式会社セブン-イレブン・ジャパンの皆様ありがとうございました。

■研修内容 (10:00~12:00 実施)

- ・セブン-イレブンのクイズ
- ・セブン-イレブンのしごと
- ・おもてなし (接客) について
- ・接客 6 大用語練習
- ・レジ基本業務練習

↓レジでの接客の説明のようす



↓レジ操作の練習のようす



TOPCS

令和 3 年 3 月 1 日から 障がい者の法定雇用率が引き上げになります

障がいに関係なく, 希望や能力に応じて, 誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念のもと, すべての事業主には, 法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。この法定雇用率が令和 3 年 3 月 1 日より右の表のように変わります。これにより, 障がい者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が, 従業員 43.5 人以上になります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和 3 年 3 月 1 日以降
民間企業	2.2% ⇒	2.3%
国, 地方公共団体等	2.5% ⇒	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	2.5%

■ 障がい者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など, 様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので, まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶厚生労働省 リーフレット (令和 3 年 3 月 1 日から障害者の法定雇用率が引き上げになります) より

福岡市教育委員会 発達教育センター

福岡市中央区地行浜 2 丁目 1-6
 【TEL】 092-845-0015 【FAX】 092-845-0025
 【E-mail】 yume_network@city.fukuoka.lg.jp
 【HP】 <http://www.fuku-c.ed.jp/schoolhp/hattatuc/>

「夢だより」についてのご感想, ご意見などをお寄せください。

